

基安発0106第1号  
基労発0106第1号  
平成23年 1月 6日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部長  
〃 労災補償部長

石綿ばく露作業による労災認定等事業場に就労した労働者等への健康管理手帳  
及び労災補償・特別遺族給付金制度の周知について

平成21年度の「石綿ばく露による労災認定等事業場」（平成22年11月公表事業場に  
限る。）の事業主に対して、別添要請文及びリーフレットを送付し、下記2点を依頼し  
た。

については、事業場関係者や労働者等から相談等があった場合に、局署連携の上、丁寧な  
対応を行うこと等により、石綿による健康被害に対する補償制度の一層の周知に努められ  
たい。

#### 記

1. 離職者を含む労働者やその遺族に対する石綿健康管理手帳の申請、労災保険給付・  
特別遺族給付金の請求に係る周知
2. 当該取組の実施状況についてのアンケート調査

平成23年1月6日

## 事業主の皆様へ

～厚生労働省から石綿健康管理手帳・労災補償制度等の周知の  
要請及び周知の取組に関するアンケート調査のお願いについて～

労働基準行政の推進につきまして、平素から御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、石綿による疾病は、30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多く、既に貴事業場を離職された方を含め、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者の方の中には、過去の間接ばく露を含む石綿業務が原因となって発症したものがどうか気付かなかつたり、あるいは健康に不安をお持ちになっても、対処の方法がわからない方がいらっしゃる事が懸念されます。

このため、石綿を取り扱っていた事業場に対して、現在も勤務されている労働者の方々のもとより、既に離職されている労働者やその御遺族の方々に、石綿健康管理手帳による健康診断の勧奨や労災補償・特別遺族給付金制度の周知等を行うよう要請して参りましたが、今後とも周知の取組を実施していくことが必要と考えております。（別添1「民間企業における石綿業務に従事していたことのある退職労働者等に対する労災補償制度等の周知の取組例」をご参照ください。）

つきましては、御多用中のところ恐縮ですが、貴事業場におかれましても、貴事業場で就労し、石綿ばく露作業に従事していた労働者やその御遺族の方々に対し、

### ①石綿健康管理手帳制度の周知や申請の勧奨

### ②労災補償・特別遺族給付金制度の周知と請求の勧奨

をしていただきたくお願い申し上げます。（制度の概要及び申請手続き等については別紙を御参照ください。）

なお、貴事業場で就労していた労働者やその御遺族の方々への周知及び申請・請求の勧奨にあたっては、同封した労働者やそのご遺族の方々への周知文書（別添2）及びリーフレットを参考にいただき、リーフレットの追加配付のご希望があれば、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお問い合わせください。

また、今後の石綿による健康被害に対する補償制度等の効果的な周知の検討に資するため、事業場における健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知の取組状況を把握したいと考えております。重ねてのお願いで誠に恐れ入りますが、別添3のとおり周知等の取組に関するアンケート調査に御協力いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴事業場での周知等の取組の実施状況（今後実施予定のものも含みます。）について、アンケート調査票に御記入いただき、同封しております返信用封

筒により、平成23年2月10日(木)までに厚生労働省担当あて送付いただきます  
よう、併せてお願い申し上げます。

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課

労災補償部補償課

## 健康管理手帳(石綿)について

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っています。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、平成21年4月1日から健康管理手帳の交付対象が拡大され、石綿を製造し、又は取り扱う業務(直接業務)だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務(周辺業務)に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある離職者の方も対象となります。

### ◇申請手続き

労働者が離職する際は事業場を管轄する都道府県労働局に、離職の後は、労働者の住居がある都道府県労働局に対して所定の申請書を提出していただくこととなります。申請手続きや制度に関するご相談は、最寄りの都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

## 労災保険給付及び特別遺族給付金について

### ◇労災保険給付

石綿業務が原因で中皮腫や肺がん等の疾病を発症した労働者の方は、療養補償給付や休業補償給付等の必要な保険給付を受けることができます。

また、石綿による疾病が原因で亡くなった労働者のご遺族に対しては遺族補償給付等が支給されますが、遺族補償給付を受ける権利は労働者が亡くなった日の翌日から5年で消滅します。

### ◇特別遺族給付金

平成18年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災保険の遺族補償給付を受ける権利が時効(5年)によって消滅した方に対し支給されます。

特別遺族給付金のご遺族の状況に応じて、年金又は一時金が支給されますが、年金については請求日の属する月の翌月分から支給されますので早期の請求をお勧めします。

なお、請求期限は、平成24年3月27日までとなっています。

### ◇周知・請求勧奨の必要性

①石綿による疾病は30年～40年という長期間を経過した後に発症することが多いためです。

②石綿は多くの業種・作業で使用されるとともに、間接ばく露でも発症するおそれがあること等から、患者本人も石綿関連疾病の原因が過去の石綿業務にあることに気付かない場合があり、労災保険給付等の請求もしていないこともあるためです。

### ◇請求手続き

労働者の方が最後に石綿業務に従事した事業場を管轄する労働基準監督署に対して所定の請求書を提出していただくこととなります。

ただし、請求手続きや制度に関するご相談は、最寄りの労働基準監督署や都道府県労働局において受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

民間企業における石綿業務に従事していたことのある  
退職労働者等に対する労災補償制度等の周知の取組例

- 退職された労働者ごとに労災補償制度等の情報を郵送等により提供している。
- 自社のホームページに健康診断の受診や労災補償制度等の情報を掲載し、周知を行っている。
- 健康診断結果に基づき労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している。
- 自社に石綿相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談、対応を実施している。
- 石綿による疾病の健康管理手帳の申請に関する支援の実施や、健康管理手帳を所有する方に対する健康診断受診状況の確認等の取組を実施している。

## 石綿業務に従事されていた労働者の皆様 または労働者の御遺族の皆様へ

厚生労働省では、石綿にさらされる業務（以下「石綿業務」といいます。）に従事していた労働者（離職者を含みます。）に関する健康管理対策及び労災補償等に積極的に取り組んでいるところです。

下記事項のいずれかに該当する方は、健康管理手帳又は労災補償等の対象になりますので、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局への相談又は手続を必ず行ってください。

なお、御不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局へお問い合わせください。

### 記

#### 1 石綿健康管理手帳制度（都道府県労働局への相談・申請をお勧めします。）

##### （1）石綿を製造し、又は取り扱う業務に一定期間以上従事していた方（※）

①石綿の製造作業、石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業、石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業に1年以上従事。（ただし、初めて石綿の粉じんにはばく露した日から10年以上経過していること。）

②上記の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事。

##### （2）石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を直接取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方（平成21年4月1日から対象）

※石綿健康管理手帳の対象となる方は、転職又は退職し、現在は石綿に係る業務から離れている方となります。

#### 2 労災補償・特別遺族給付金制度（労働基準監督署への相談・請求をお勧めします。）

##### （1）石綿業務が原因で肺がんや中皮腫等の疾病が発症した方やそれらの病気により死亡された労働者の御遺族

##### （2）平成18年3月26日までに石綿による疾病により亡くなった労働者の御遺族で時効により労災保険の遺族補償給付を受給することができない方

石綿業務に関する退職労働者等に対する労災補償制度等の  
周知の取組についてのアンケート調査票

事業場名 \_\_\_\_\_

担当者職氏名 \_\_\_\_\_

問 1 石綿業務に係る退職労働者及びその御遺族の方々（以下「退職労働者等」という。）に対する石綿健康管理手帳制度・労災補償制度等の周知に係る取組を行いましたか（行う予定がありますか）。

- 1 はい
- 2 いいえ

問 2 問 1 において 1 と回答した場合、どのような取組を行いましたか（行う予定がありますか）。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。郵送した件数等取組の実績についてもお分かりになる範囲で御記入ください。

なお、数についてはおおよその数で構いません。

- ① 退職された労働者等ごとに、健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を郵送等により提供している（予定を含む）。

退職労働者等に郵送した件数 \_\_\_\_\_ 件

- ② 自社のホームページに健康管理手帳制度・労災補償制度等の情報を掲載している（予定を含む）。

- ③ 健康管理手帳制度・労災補償制度等に関する相談・対応を該当者に実施している（予定を含む）。

相談・対応等を行った件数 \_\_\_\_\_ 件

- ④ 自社に相談窓口を設置し、退職された労働者等からの石綿に関する各種相談、対応を実施している（予定を含む）。

相談・対応等を行った件数 \_\_\_\_\_ 件

⑤ その他の取組

-----  
-----  
-----  
-----

【お願い】

情報の提供・掲示等に使用した通知文又はリーフレット等がある場合は、お手数料をおかけしますが、一部御同封くださいますよう、お願い申し上げます。

問3 本取組における情報の提供・掲示等について、どのような情報が役立っているものとお考えでしょうか。該当する番号に○をお付けください（複数回答可）。

- ① 労災保険給付・特別遺族給付金制度や請求手続等に関する事。
- ② 健康管理手帳制度及び本制度に基づく健康診断に関する事。
- ③ 事業場における石綿による疾病の健康相談窓口の案内に関する事。
- ④ 事業場における過去の石綿製品の使用・管理状況に関する事。
- ⑤ 事業場における石綿による疾病の発生に関する事。
- ⑥ その他

-----  
-----  
-----

問4 石綿に関する退職労働者等に対する健康管理手帳や労災補償制度等の周知、請求勧奨の取組について、国に要望したい事項はどのようなことですか。該当する番号に○をお付けください。（複数回答可）

- ① マスメディアを活用した周知・広報の拡充
- ② 個別事業場に対する制度の周知の拡充
- ③ 事業場における周知の取組に対する国からの支援
- ④ その他

-----  
-----  
-----  
-----

アンケートは以上でございます。御協力いただき誠にありがとうございました。  
本アンケートについて、御不明な点等ございましたら、下記担当までお問い合わせ  
下さい。（時間帯によっては、電話が混み合う場合もございます。お急ぎの場合は、  
下記のとおりFAXでもお問い合わせを受け付けております。）

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課業務係（担当 横田、宮内）

TEL：03-5253-1111（内5463）

FAX：03-3502-6488

# 石綿健康管理手帳の 交付対象業務の拡大について

～平成21年4月1日より周辺業務も対象となります～

労働安全衛生法施行令等の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付対象業務が平成21年4月1日より拡大されます。これにより、石綿を製造し、又は取り扱う業務（直接業務）だけでなく、同じ作業場内で石綿を取り扱わない業務（周辺業務）に従事し、一定の石綿ばく露の所見がある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

なお、石綿業務に従事する又は過去に従事していた労働者に対して事業者が実施する石綿健康診断の対象業務にも周辺業務が加わります。



## ○健康管理手帳とは

石綿業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮腫などの健康被害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております（※）。

健康管理手帳の交付を受けると、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヶ月に1回、無料で受けることができます。

なお、事業者が労働者に対して実施する健康診断の費用は、事業者の負担です。

※健康管理手帳の対象となる方は、過去に石綿業務に従事しており、その後に転職又は退職し、現在は石綿業務から離れている方となります。

## ○対象となる業務とは

以下の波線部の業務が、今回新たに対象として追加されました。

石綿（これをその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）の製造又は取扱いの業務（直接業務）及びそれらに伴い石綿の粉じんを発生する場所における業務（周辺業務）が対象です。直接業務の代表例としては以下のような作業があります。

- 車両・船舶内の区切られた空間における石綿を取り扱う作業
- 石綿の吹付け作業
- 石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物等の解体作業
- 石綿製品の製造工程における作業

## 「周辺業務」の対象者とは？

石綿の製造又は取扱い業務（直接業務）に伴い発生した石綿粉じんによる健康被害を防止するため、関係者以外の立入禁止措置を講じるよう規定された作業場内で石綿を取り扱わない作業に従事し、石綿の粉じんにはく露したおそれがある方が対象となります。なお、当該作業に従事していた時に、石綿によるじん肺健康診断を受診されていた方は、対象となります。

## ○健康管理手帳の交付要件とは

次のいずれかの要件に該当する場合、健康管理手帳が交付されます。

- (1) 両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。  
**(直接業務及び周辺業務が対象)**
- (2) 下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく露した日から10年以上経過していること。）  
**(直接業務のみが対象)**
  - 石綿の製造作業
  - 石綿が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修もしくは除去の作業
  - 石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業
- (3) (2)の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。  
**(直接業務のみが対象)**

(注意事項)

- ① 対象者は、石綿作業に継続して従事していた方に限られます。
- ② 交付要件の(2)、(3) 両方の従事歴がある方については合算することができます。(2) の従事期間の月数を10倍し、(3) の従事期間の月数に足し合わせ、合計が120ヶ月以上の場合には、手帳を受け取ることができます。  
(例)：(2) に6ヶ月間、(3) に6年間従事していた場合  
→(6ヶ月×10)+6年(72ヶ月)=132ヶ月≥120ヶ月  
→手帳を受け取ることができます。

詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

●「石綿にさらされる作業に従事していたのでは？」と心配されている方へ  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>)

●「石綿に関する健康管理手帳」の交付について  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>)

●石綿健康診断及び石綿健康管理手帳の対象者の見直しに関するQ & A  
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/qa/090401-1.html>)

## 申請に必要なもの

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請してください。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

① **健康管理手帳交付申請書**

② **申請者本人が記載した業務歴**

上記①、②に加えて

③ 石綿作業（直接作業及び周辺作業）に従事していたこと及び従事期間について記載された**事業者の証明書**

④ 事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**

⑤ 事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、又は不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への結果通知、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険に係る証明書**を添付してください。

- 交付要件の(1)に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出してください。

## ○申請にあたっての注意事項

- 健康管理手帳交付申請書、申請者本人が記載した業務歴、事業者の証明書、申請者の申立書、同僚者の証明書については所定の用紙を使用してください。
- 必要に応じて、申請者、事業者、同僚者の方への聴き取り調査が行われることがあります。
- 氏名、住所、電話番号等の個人情報、健康診断の案内を通知するため、都道府県労働局より健康診断を実施する医療機関へ提供されることがありますのでご了承ください。
- 申請時に提出された書類は、レントゲン等の写真を除き返却いたしかねますのでご了承ください。
- 申請に必要なもののうち、①及び②のみでの申請は認められません。
- 健康管理手帳の詳細については都道府県労働局（安全衛生課又は労働衛生課）にお問い合わせください。

- 健康管理手帳の交付を受けられた方であっても、石綿による疾患（注）を発症し、労災請求した場合には、労働基準監督署において石綿ばく露作業従事歴等を調査の上、認定基準に基づいて業務上の疾病に該当するか否かを判断することになります。
- なお、労災請求については最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

（注） 石綿による疾患…石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

# 石綿にさらされる 作業に従事していた 労働者及びご家族の方へ

## 労災補償制度、特別遺族給付金制度のご案内

※特別遺族給付金の請求は、平成24年3月27日までです。

○ 石綿にさらされる作業に従事していた労働者の方については、中皮腫、肺がん等の健康障害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については、その大部分が石綿ばく露によるものと考えられています。

また、中皮腫及び肺がんとも石綿にさらされてから発症するまでの期間が非常に長い（中皮腫で40年前後、肺がんでは30～40年）という特徴があります。

○ 中皮腫、肺がん等を発症し、それが石綿にさらされる作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険給付や特別遺族給付金が支給されます。

お心当たりのある方は、早急に、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

なお、特別遺族給付金の請求は、平成24年3月27日までとなっておりますので、早急に手続きを行ってください。

○ 石綿にさらされる危険のある作業、石綿による健康障害については、このリーフレットをご覧ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

# 1 石綿にさらされる危険のある作業

以下の作業に従事していた場合には、石綿にさらされていた可能性があります。

- ① 石綿製品の製造工程における作業
- ② 耐火建築物に係る鉄骨等への石綿や石綿含有岩綿等の吹付け作業
- ③ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④ スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）
- ⑤ 建築物の補修又は解体作業
- ⑥ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑦ タルク等の取扱いの作業
- ⑧ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業
- ⑨ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ⑩ ①から⑨の作業が行われている場所における作業

厚生労働省のホームページに、石綿にさらされるおそれがある作業例について、写真入りで解説しています。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/roudousya2/index.html>

## 2 石綿による疾病

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のものがあります。

○ **中皮腫**

胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に生じた中皮腫

○ **肺がん**

原発性肺がん（転移性の肺がんではないという意味です。）

○ **石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚**

## 3 石綿による疾病の症状

石綿にさらされる危険のある作業に従事していた方に、日常生活で次のような症状が出てきたときは、最寄りの労働基準監督署又は医療機関等にご相談することをお勧めします。

- ・ 息切れがひどくなった場合
- ・ せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ・ たんに血液が混ざった場合
- ・ 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ・ 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ・ はげしい動悸がする場合
- ・ かぜをひいて、なかなか治らない場合
- ・ 微熱が続く場合
- ・ 高熱が出た場合
- ・ 寝床に横になると息が苦しい場合
- ・ 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ・ やたらに眠い場合

## 4 労災保険給付、特別遺族給付金のご案内

### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や肺がん等を発症しており、それが石綿にさらされる作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、療養補償給付、休業補償給付、遺族補償給付等の補償を受けることができます。

### (2) 特別遺族給付金について

平成18年3月26日以前に石綿による疾病が原因で死亡した労働者又は特別加入者の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方に特別遺族給付金が支給されます。

特別遺族給付金の請求は、平成24年3月27日までとなっておりますので、早急に手続きを行ってください。

なお、平成18年3月26日以前に亡くなった場合であっても、労働者が亡くなった日の翌日から5年を経過していない場合は、労災保険給付の遺族補償給付の支給対象となりますので、お早めに請求手続きを行ってください。

### (3) 石綿による中皮腫及び肺がんの認定基準のポイント

#### ① 中皮腫

中皮腫（胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜）であって、明らかな石綿肺所見が得られている場合や石綿ばく露作業への従事期間がおおむね1年以上ある場合に労災補償を受けることができます。

#### ② 肺がん

原発性の肺がんであって、明らかな石綿肺所見が得られている場合や胸膜プラーク等の石綿にばく露したことを示す医学的所見が認められ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間がおおむね10年以上ある場合に労災補償を受けることができます。

※中皮腫で亡くなった労働者の石綿ばく露作業への従事期間が短い場合（1年未満）や、カルテやエックス線写真等がないために亡くなった労働者の肺がんの原因が石綿によるものかどうか不明な場合であっても、特別遺族給付金の支給がされることがありますので、都道府県労働局又は労働基準監督署へご相談ください。

### (4) 請求手続について

請求手続は、所定の請求書により労働基準監督署で行ってください。

#### 石綿に関する健康管理手帳について

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた離職者で、一定の要件を満たす方は、都道府県労働局長に申請し、健康管理手帳を交付されると、指定された医療機関で健康診断を6か月に1回無料で受けることができます。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/techo/index.html>

詳細については都道府県労働局にお問い合わせください。